

令和7年12月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令7年12月9日(火) 午前9時30分から11時30分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長	○	17番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○	1番	望月 稔
農業委員	○	2番	佐野 宏一郎
〃	○	3番	田村 英俊
〃	○	4番	宮崎 和洋
〃	○	5番	谷津倉 寛
〃	○	6番	笹古 時男
〃	○	7番	望月 芳久
〃	○	8番	齋藤 勝
〃	○	9番	鈴木 一孝
〃	○	10番	新舟 進
〃	○	11番	長尾 忠
〃	○	12番	佐野 隆洋
〃	○	13番	太田 篤子
〃	○	14番	渡邊 敏行
〃	○	15番	山本 恵
〃	○	16番	齊藤 金昭
〃	○	18番	後藤 環
〃	○	19番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩

統括主幹 深澤 公保

主 幹 野村 昌寛

主 査 佐藤 信子

主 査 小林 靖尚

5 議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【会 長】

まず、議事に先立ち、議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め、19番 藤田 哲哉 君、1番 望月 稔 君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記については、農業委員会事務局職員の佐藤主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」により審議を進めます。

お手元の議案2ページ、議第44号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第64号「取消願いの報告について」までの、計7件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

最初に、議案4ページの議第44号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

申請番号48番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、平成9年に相続しましたが労力不足で耕作管理ができないため、隣地にある住宅と一緒に売買をしたいとのことです。譲受人は、隣地の住宅を購入し家族と移住することになったため、申請地を購入し農業を始めたいとのことです。申請地は草が刈られ耕運すれば畑として使用できる状態でした。一部にはみかんが植えられていて、周辺もみかん畑や野菜畑があり、環境にも問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会 長】

申請番号48番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

申請番号48番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、申請番号49番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、病気により耕作管理が難しくなったため、一緒に耕作管理をしてきた譲受人に譲りたいということです。申請地はしきみ畑で雑草などもなくよく管理されていました。周辺もしきみやお茶が栽培されていて環境も問題なく、しきみ栽培を続けていくとのことですので問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会 長】

申請番号49番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

申請番号49番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。
次に、申請番号50番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は北側と西側に果樹が植えられており、草刈りもされよく管理されていました。譲渡人は労力不足により管理が難しく、譲受人は、本地を取得し農業経営を拡大したいとのことで、問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会 長】

申請番号50番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

申請番号50番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、申請番号51番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は高齢により耕作管理が難しくなっていたところ、申請地北側の山林所有者である譲

受人より相談があり申請に至りました。現地はお茶の木が植えられていましたが雑草も多く管理が難しくなっている様子でしたが、譲受人は製茶業を営み、農業経験が豊富なため、耕作管理については問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願ひます。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会 長】

申請番号51番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

申請番号51番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、申請番号52番について事務局から説明願ひます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願ひします。

【担当委員】

申請地は、野菜畑として草刈り等の管理もされています。譲渡人は労力不足により管理ができなくなっており、譲受人が管理していたため、本地を取得し農業経営を続けたいとのことだす。周辺は住宅に囲まれていますが、きれいに管理されているため問題ないと思ひます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願ひます。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会 長】

申請番号52番についてご質問ございませんか。
(質問なし)
質疑ございませんので、裁決に移ります。
申請番号52番についてご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。
次に、申請番号53番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、周囲一帯が水田となっている場所で、周囲の水田も含めきれいに管理されていました。譲渡人は労力不足により管理ができないとのこと。譲受人は大規模な農業経営者であり、本地を取得して更に農業系を拡大したいとのことと問題ないと思います。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会 長】

申請番号53番についてご質問ございませんか。
(質問なし)
質疑ございませんので、裁決に移ります。
申請番号53番についてご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。
以上で、「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案6ページの議第45号の「農地法第4条第1項の規定による許可決定について」の

審議をお願いします。

申請番号3番と、議案9ページ非農地判断の申請番号19番は関連がありますので一括審議します。事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請番号3番の申請地は、周りに水路があり、以前は鮎の養殖をしていたとのことですが現在は埋められており、雑種地にしたいとのこと。申請番号19番の申請地は、昭和42年頃に建てられ、以前はお茶工場として使用していましたが、現在は使用しておらず中は片付けられました。隣地の宅地を含め売買を検討しているため、地目変更をしたいとのこと。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、生産性の低い農地であることから、第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。先ほどの倉庫の件につきましては、建築土地対策課に確認し、昭和42年から建っているということで線引き前宅地の要件を満たしているため、問題ないと思われま。

【会 長】

当案件についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

農地法4条、申請番号3番及び非農地判断、申請番号19番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第4条第1項の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案7ページの議第46号の「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

申請番号34番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は現在、植木や果樹が植えられています。周囲は住宅に囲まれており、農地として管理していくことは難しいと思われまます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願ひます。

【事務局】

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから、第3種の農地と考へます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考へます。

【会 長】

申請番号34番についてご質問ございませぬか。

(質問なし)

質疑ございませぬので、裁決に移ります。

申請番号34番についてご異議ございませぬか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、11月農業委員会会議からの継続審議案件について審議をお願いします。

申請番号32番について、事務局から説明願ひます。

【事務局】

(資料説明、議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

住民説明会での質問に対する事業者からの回答もあり、町内会と事業者で協定書を交わすことになったとのことです。排水についての心配はありますが、申請については問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【委員】

補足になりますが、西側道路を下った先の T 字路で、過去に水があふれたことはありました。南側は木が植えられており、水が流れることは問題ないと思います。

【委員】

周りへの影響はあまりないと思いますが、問題は排水だけだと思います。

【委員】

排水ですが、坂道の側溝は下った先に物が詰まってあふれることがあるので、拡張して水を逃がせるような計画を考えてもらった方がいいと思います。

【会長】

調整池は作らないですか。

【委員】

調整池は作るようですが、浸透性ではないと回答書に書かれています。
現状は 30 cm 程度ですが、もっと深く掘ると思います。

【委員】

前回の不許可案件と本申請では、懸念のところのスタートは同じですが、前回は、住民の皆さんの懸念が払拭されない状態が続いていて、尚且つ事前着工や法令、条例に違反したという状況でした。ただ、今回、話を聞いている中では、2回説明会をやってくださったり、100ページ以上の現地調査の回答書を提出してくださったり、協定書を結ぶ予定になっているということです。協定書には、何かあった場合には速やかに対応しその結果を報告するとなっています。先程の側溝などの件も町内会と連携していかななくては解決しないと思われますので、もし、概ねいいだろうという中でご心配であれば、協定書をしっかり締結し履行するという付託をつけるとか、そういうやり方をすれば、所有者、事業者、町内の方も安心していただけるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【会長】

そのほかご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

申請番号32番については、排水の件について、他法令による要件を満たす必要があると付託をつけるというご意見がありましたが、付託をつけたうえで許可ということでご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案9ページの議第47号の「非農地の判断について」の審議をお願いします。
申請番号18番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

昭和31年頃相続をしたが、場所を把握しておらず管理ができなかったため森林化してしまったとのことです。森林組合から事業者を紹介されたことから、地目を変更し売買をしたいとのことです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

申請番号18番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

申請番号18番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「非農地の判断について」の審議を終わります。

次に、議案10ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

次に、議案3ページの専決報告について、事務局に報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項についてを終わりとします。

続いて、議事(2)非農地通知の審議について、審議をお願いします。
事務局から説明願います。

【事務局】

令和7年度非農地通知一覧(案)をご覧ください。例年行っている農地パトロールで、委員さん方に確認していただいた非農地判定対象地となります。現状につきましては、基本的には山林化しているものと認識しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

【会 長】

非農地通知の審議について、ご質問ございませんか。

【委 員】

対象地が非農地となり、荒れた土地についてはどのような対応ができますか。

【事務局】

農業委員会としては適正管理についての通知を出せなくなります。ただし、火災の心配があれば消防、周辺環境への相談は市民安全課、環境保全課等で対応しております。

【会 長】

ほかにご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

非農地通知についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、議事(2)非農地通知の審議について、審議を終わります。

議事等はすべて終了しました。

令和7年12月9日

農業委員会会長

同 委員

同 委員
